

# 各種リサイクル法の的確な執行の在り方に係る 意見聴取を踏まえた国の検討結果について

平成27年11月17日

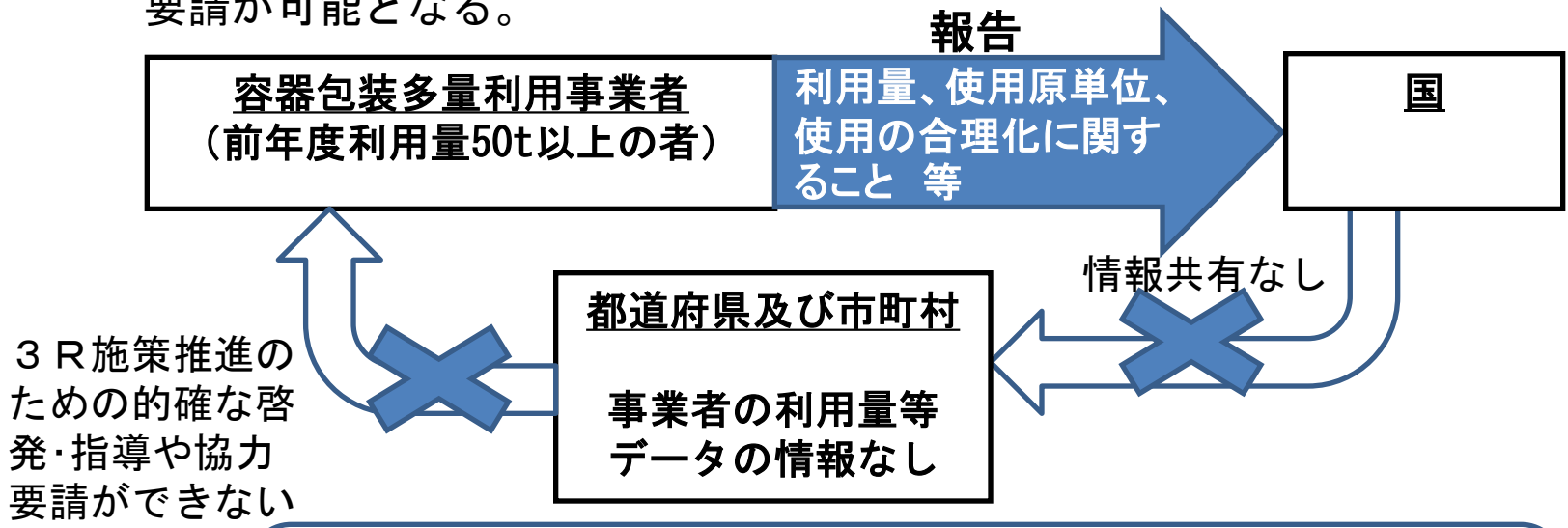
環境省廃棄物リサイクル・対策部企画課リサイクル推進室

**【各種リサイクル法にかかる問題点】**

(容器包装リサイクル法の例)

- (1) 容器包装多量利用事業者（前年度用いた容器包装の量が50t以上の者）は、国に利用量等を報告しているが、個別の事業者の利用量等は公表されていない。
- (2) 指定法人の委託を受けて再商品化する場合などは、業の許可が不要となるため、都道府県及び市町村にとっては、どの事業所でどのように再商品化されているのか把握できない。

権限が移譲されれば、こうした情報を把握することで、都道府県及び市町村が行う3R施策の更なる推進に向け、実態を踏まえた的確な啓発・指導や協力要請が可能となる。



**【容器包装利用・製造等実態調査】**

- ・容器包装の利用量
- ・容器包装を用いた製品の販売額、流通経路
- ・容器の出荷先、出荷量、販売額 など

結果は公表されるものの個々の事業者のデータは公表されない

# 容器包装リサイクル法の運用実態と今後の改善方策

## 国と地方の情報共有の現状

- ・年一回、地方ブロックごとに各地域の自治体職員と、容器包装リサイクル法の施行状況等について情報共有・意見交換を実施。
- ・容器包装多量利用事業者の定期報告について公開していない。
- ・各指定保管施設ごとの落札事業者情報は指定法人(容器包装リサイクル協会)のHP上にて公開されている。

## (参考)国の執行の現状

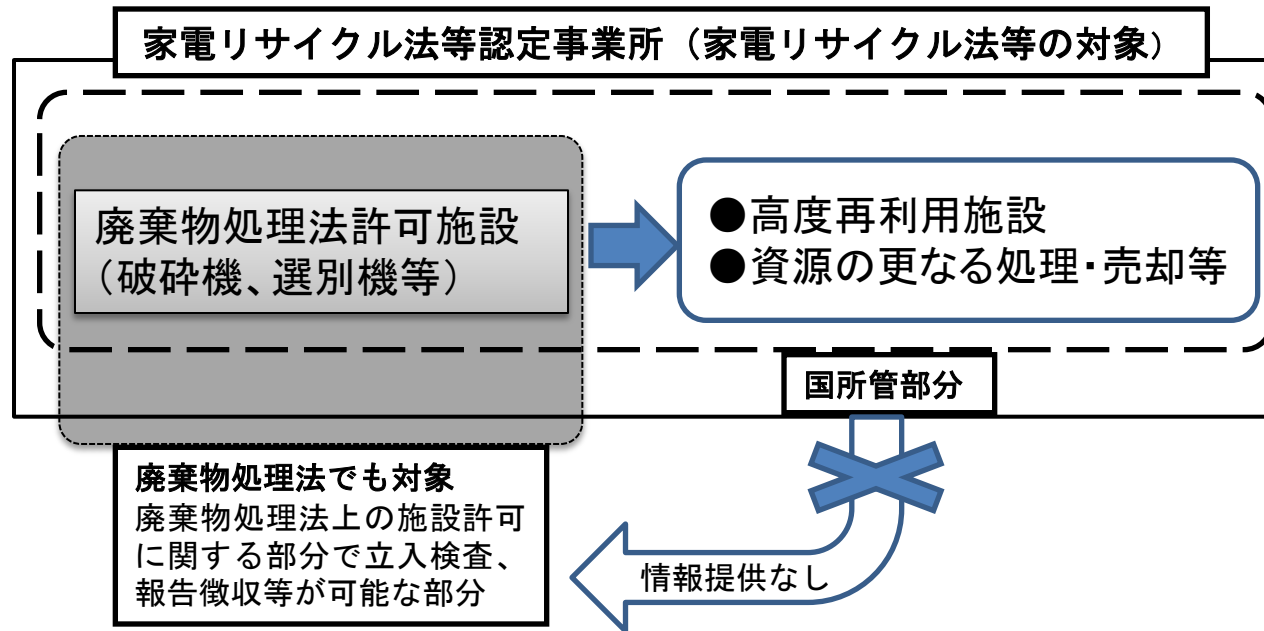
- ・毎年、容器包装多量利用事業者(前年度用いた容器包装の量が50t以上の小売事業者)から国(国税庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)へ、容器包装を用いた量及び容器包装の使用の合理化により、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組んだ措置の実施の状況について報告を受けている。
- ・再商品化事業者から指定法人(容器包装リサイクル協会)へ再商品化実績等の情報が報告され、公開可能な形で公開されている。

## 今後の国の改善方策

- 容器包装多量利用事業者からの定期報告(容器包装の利用量等)に関し、平成26年度より公開している容器包装を用いた量や容器包装の使用原単位等に加え、**地方自治体との協力事例等も含め、更に分かりやすい形で公開又は自治体への情報提供を行う。**
- 指定法人(容器包装リサイクル協会)HP上にて**各指定保管施設に対する落札事業者情報等が公開されており、当該活用について、地方ブロックごとの各地域の自治体職員との情報共有の中で周知する。**

(家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法の例)

- (1) 家電リサイクル法等の認定施設及び廃棄物処理法の許可施設を設置している事業場に立入検査を行った際、新たに設置された施設を確認したとしても、事業者からリサイクル法の認定に基づく認定を受けた施設だと説明されると指導ができない。
- (2) また、どの時点で再商品化されているかを含め、国が認定した事業の範囲が不明なため、家電リサイクル法等の施設と廃棄物処理法の施設の関連性が確認できず、事業者から廃棄物処理法の施設に係る相談等があった場合にも適切に対応することができない。



- (3) 不適切な不用品回収行為の防止対策を地方独自に行おうとしても、引取義務に係る家電小売店への調査権限は国にあるため、家電小売店から不用品回収業者への不正な横流し防止を含めた総合対策を講じようにも権限上対応に限界がある。

# 家電リサイクル法の運用実態と今後の改善方策

## 国と地方の情報共有の現状

- ・年一回、地方ブロックごとに各地域の自治体職員と、家電リサイクル法について情報共有・意見交換を実施。
- ・一方、製造事業者等のリサイクルプラントに係る認定・変更認定については、環境省・経済産業省は自治体と情報共有をしていない。
- ・また、義務外品や、産廃事業者等によって処理されている廃家電については、自治体による対応が不可欠であり、こうした取組について国へ情報共有がなされていない。

## (参考)国の執行の現状

- ・毎年度、両省において、立入検査計画を策定し、重点分野を設けて計画的に立入り検査を実施。
- ・平成26年度は、小売事業者に対して、地方環境事務所・経済産業局全体で494件の立入検査を実施。

## 今後の国の改善方策

- 廃棄物処理法の適正執行に必要な情報(リサイクルプロセスに係る情報等)について確認の上、関係自治体(施設が所在する自治体等)に通知する。
- 国と自治体による行政処分情報共有スキームを検討し、国又は自治体が行った家電リサイクルに関連する行政処分について、相互に情報を共有する。

※ なお、自治体において独自の条例を制定して、廃棄物処理法の対象ではない施設にも執行権限を拡大している例もある。

# 小電リサイクル法の運用実態と今後の改善方策

## 国と地方の情報共有の現状

- ・年一回、地方ブロックごとに各地域の自治体職員と、小電リサイクル法について情報共有・意見交換を実施。
- ・また、認定事業者の事業計画に変更があった場合には、適宜自治体(施設が所在する自治体等)に情報提供を実施。
- ・ただし、認定事業者・施設毎にどのようなリサイクル処理をしているかの全体情報は提供していない。

## (参考)国の執行の現状

- ・平成27年9月までに46の事業計画を認定した。
- ・また、平成27年度より、認定事業者等の立ち入り検査を実施しており、立入検査方針を定め、今後計画的にリサイクル状況の確認を進めていく。
- ・小電リサイクル法に関する各層向けパンフレットの作成やリサイクル工場の紹介HPの公開等、国民等への広報も継続して実施している。

## 今後の国の改善方策

- 認定事業者の事業計画について自治体に現在提供している情報(認定を受けた事業者や施設)を含め、**廃棄物処理法の適正執行に必要な情報(リサイクルプロセスに係る情報等)について確認の上、関係自治体(施設が所在する自治体等)に通知する。**
- **国と自治体による行政処分情報共有スキームを検討し、国又は自治体が行った小電リサイクルに関連する行政処分について、相互に情報を共有する。**

※ なお、自治体において独自の条例を制定して、廃棄物処理法の対象ではない施設にも執行権限を拡大している例もある。

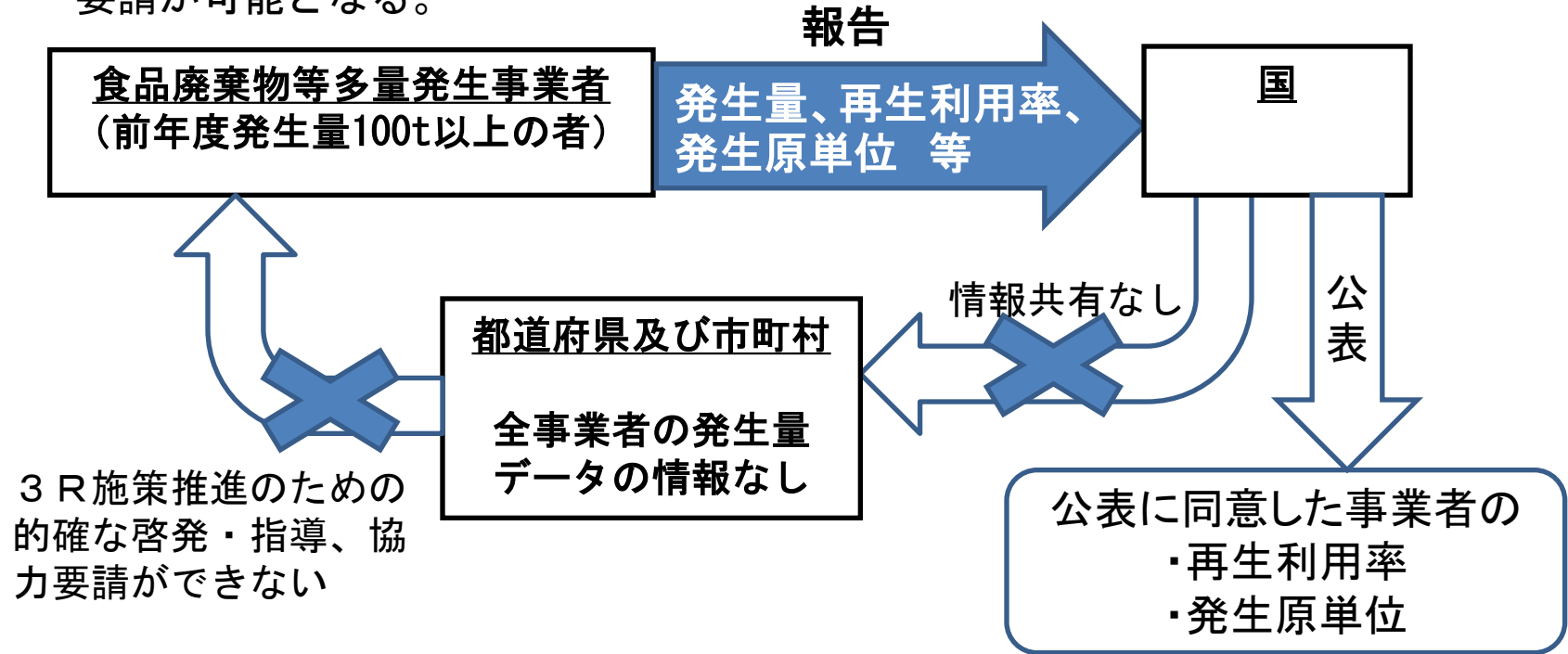


【各種リサイクル法にかかる問題点】

(食品リサイクル法の例)

- (1) 食品廃棄物等多量発生事業者（前年度発生量100t以上の者）は、国に発生量等を報告しているが、公表されているのは、同意があった事業者の発生原単位、再生利用率のみであり、全ての事業者の発生量が公表されていない。
- (2) なお、廃棄物処理法では、すべての一般廃棄物多量排出事業者を把握することが困難であるため、都道府県及び市町村が食品廃棄物の発生量を把握できない。

権限が移譲されれば、こうした情報を把握することで、都道府県及び市町村が行う3R施策の更なる推進に向け、実態を踏まえた的確な啓発・指導や協力要請が可能となる。



# 食品リサイクル法の運用実態と今後の改善方策

## 国と地方の情報共有の現状

- ・食品廃棄物等多量発生事業者からの定期報告等の情報については、集計した上で、公表を行っているが、定期報告は事業者単位での報告となっていることから、都道府県別の再生利用等の状況は共有できていない。

## (参考)国の執行の現状

- ・国(農林水産省、環境省、業所管大臣)は毎年、食品廃棄物等多量発生事業者(食品廃棄物等の発生量が年間100t以上の食品関連事業者)から食品廃棄物等の発生量、再生利用量等の定期報告を受けている。
- ・食品廃棄物等多量発生事業者からの定期報告等の情報については、集計した上で、公表している。
- ・農林水産省等は、定期報告等のデータにより、食品循環資源の再生利用等の状況について確認し、必要に応じて事業者に対し指導を行っている。

## 今後の国の改善方策

- 「今後の食品リサイクル制度のあり方について」(平成26年10月食料・農業・農村政策審議会食料産業部会、中央環境審議会循環型社会部会)において、食品関連事業者の発生抑制・再生利用等の取組をより一層加速させていくためには、地域における食品廃棄物等の発生状況をきめ細かく把握し、**国、地方自治体等が連携し、食品関連事業者、再生利用事業者の取組の継続的な改善を促していくことが必要であることから、都道府県ごとの食品廃棄物等の発生抑制・再生利用等の実施状況について集計・公表する旨が取りまとめられたところ。**
- このため、平成27年7月に定期報告省令を改正し、平成28年度より、各事業者に都道府県別のデータの報告を求め、都道府県ごとの食品廃棄物等の発生量・再生利用量を集計・公表する予定となっている。



# (参考)その他の法律における自治体との情報共有の取組

以下法律については、情報提供についての具体的な要望はなかったが、以下の改善を図ることとする。

## 資源有効利用促進法

### 国と地方の情報共有の現状

- ・本法律の施行状況(副産物の発生量、取り組み事例等)は、毎年度、調査を実施しており、その調査結果について公開している。
- ・なお、本法律は、副産物等の発生抑制、部品等の再使用、使用済み製品等の原材料としての再利用を総合的に推進することを目的とし、10業種69品目について、事業者の取り組むべき3Rの内容を判断の基準として定め、その遵守を求めるものであり、廃棄物処理法の許可の特例を与える認定はないため、自治体の廃棄物処理法の適正運用の妨げとなるような情報提供の不足はないと考えられる。

### 今後の国の改善方策

- 資源有効利用法の施行状況に関する調査結果が公開されており、当該活用について周知する。

## 自動車リサイクル法

### 国と地方の情報共有の現状

- ・毎年、自動車リサイクル法の事務を行う都道府県及び保健所設置市、関係団体等が一同に介し、自動車リサイクル制度に関する情報提供や適正執行に向けた課題等を共有する行政連絡会議を実施し、国と地方における情報共有を図っている。
- ・また、近年、自治体の業務の効率化・円滑化を図るため、自治体担当者が自動車リサイクル法に関する実務を進める上で必要な過去の事務連絡、関連資料、疑義応答などの関係行政文書を整理し、自治体へ情報提供を行っている。

### 今後の国の改善方策

- 平成27年度に取りまとめられた「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討について」において、自治体による指導の円滑化及びその徹底に向けた環境整備や、ユーザー・関係事業者・自治体等との意見交換等を通じたシステム改善ニーズの把握、関係主体間の情報共有の円滑化等が課題として指摘されている。
- 上記の報告書の指摘に基づき、自動車リサイクルシステムを活用した情報提供や、関係機関との連携強化・情報共有の円滑化のために必要な情報共有体制の検討を進めていく予定。

- 国と地方の連携強化について、情報共有を始めとして、例えば、環境省が年1回、それぞれの地方ブロックで行っている自治体との会議等において、引き続き、自治体(都道府県・市町村)との意見交換・議論を推進し、各種リサイクル法等の実効性を更に高めるべく取り組んでいく。